

佐井村保育所指定管理運営業務

仕様書

令和6年 11月

佐 井 村

# 佐井村保育所管理運営業務仕様書

佐井村保育所（以下「保育所」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法については、この仕様書による。

## 1 指定管理者が行う主な業務

- (1) 保育所の保育の実施に関する業務
- (2) 保育所の施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (3) 保育所の施設の環境整備に関する業務
- (4) 佐井村（以下「村」という。）が指定する特別保育事業に関する業務
- (5) その他上記に掲げる業務に付随する業務

## 2 保育所の休所日及び開所時間

### (1) 保育所の休所日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 1月2日、3日、及び12月29日から12月31日まで

### (2) 開所時間

	開所（保育）時間（7:30～18:30）		
	特例保育	通常保育	特例保育
月～土	7:30～8:15	8:15～17:00	17:00～18:30

## 3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）とする。

## 4 法令等の遵守

保育所の管理運営に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守すること。なお、本指定期間中に法令等に改正があった場合には、改正された内容によるものとする。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ④ 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ⑤ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- ⑥ 佐井村保育所条例（平成27年3月20日佐井村条例第13号）
- ⑦ 佐井村保育所条例施行規則（平成27年規則第8号）
- ⑧ 佐井村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）
- ⑨ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
- ⑩ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑪ その他保育に関する厚生労働省通知等

## 5 指定管理者の管理運営の基準

### (1) 保育業務に関する基本的な考え方

- ① 認可保育所の設置目的及び公の施設の設置目的を常に念頭に置き、公正、公平な管理運営を行うこと。
- ② 村が取り組む子育て支援施策に対し、積極的に協力すること。
- ③ 原則として、これまでの保育行事及び保育運営体制を承継すること。新たな行事を追加し、又は変更するものについては、村及び保護者と協議のうえ決定すること。
- ④ 利用者のニーズの把握に努め、利用者へのきめ細かいサービスを提供するとともに、安定した質の高い保育を実施すること。
- ⑤ 村が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。新たな負担が伴うものについては、村及び保護者と協議のうえ決定すること。
- ⑥ 指定管理者自らが保育所を管理運営し、管理運営業務を一括して再委託しないこと。
- ⑦ 村が実施する入退所の手続き並びに保育料の決定及び賦課徴収業務に関し、面接や保護者への説明など必要に応じて協力すること。

### (2) 子ども・子育て支援制度における地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の実施については、随時、村と指定管理者が協議し、導入に向けて検討を行うこと。

### (3) 職員の配置及び処遇

- ① 職員配置については、児童福祉施設最低基準（以下「省令」という。）第33条に規定する職員数以上の職員を配置すること。
- ② 特別保育事業を実施する場合は、別に国、県又は村が定める基準等に基づき職員を配置すること。
- ③ 施設長は、経営及び保育の知識を有する者で、他の施設と兼務しない常勤の者（以下「常勤職員」という。）とすること。
- ④ 主任保育士は、現に保育士証を有する者で、保育の実務経験を10年以上有する常勤職員とすること。
- ⑤ 一般保育士は、現に保育士証を有する者で、保育の実務経験を3年以上有する常勤職員を全体の保育士の2分の1以上配置すること。また、必要に応じて非常勤の保育士を配置すること。
- ⑥ 障害児保育については、障害の程度が重い障害児のほか特別な配慮や支援を必要とする児童（軽度発達障害を持つ児童など）に対しても、必要に応じて保育士を配置すること。
- ⑦ 通常保育時間外であっても、常勤保育士を含む複数の保育士を配置すること。
- ⑧ 調理員は、国の関係通知等に基づき適正な人員を配置するとともに、最低1人は調理師の資格を有する者とすること。
- ⑨ 施設長、主任保育士、一般保育士、調理員及び看護師の採用を決定した後、名簿、履歴書及び資格証明書を村に提出すること。なお、保育士については、担任す

るクラス配置をあわせて提出すること。

- ⑩ 児童の健康診断のため、内科医及び歯科医の嘱託医を置くこと。
- ⑪ 自主研修の開催及び職員の各種研修の参加を積極的に実施し、資質の向上に努めること。
- ⑫ 現在、村立認可保育所に勤務している正規又は臨時職員が、指定管理者の正規又は臨時職員として採用を希望する場合は、積極的にその雇用に努めること。

#### (4) 職員の健康管理

- ① 全職員を対象とした健康診断を年1回以上実施すること。
- ② 調理員（代替職員含む。）においては、細菌検査を月1回以上実施すること。

#### (5) 給食等の提供

- ① 給食業務は、児童福祉施設における給食業務に関する援助及び指導について（平成17年3月29日付雇児発第0329006号厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知）、社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日付社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）等に基づき施設内調理を実施すること。
- ② 開所日において、通所児童に対し、原則として次のとおり給食及びおやつを提供すること。
  - ア 月曜日から土曜日までの間の昼食における、3歳未満児に対する完全給食（主食・副食）及び3歳以上児に対する副食給食。
  - イ 月曜日から金曜日までの間の全児童に対する午後のおやつ
  - ウ 月曜日から土曜日までの間の3歳未満児に対する午前のおやつ
- ③ 給食等は、アレルギー児等の給食に配慮が必要な場合には、医師の診断書を確認のうえ、できる限り対応すること。
- ④ 離乳食は乳児の発達に応じて提供すること。
- ⑤ 食育の推進に努めるとともに、給食材料の調達については、食の安全、安心を確保するうえで地産地消に努力すること。

#### (6) 児童の健康及び衛生管理

- ① 嘱託医による入所児童の内科健診は年2回、歯科健診は年1回を学校保健法に準じて実施すること。
- ② ぎょう虫検査を年1回行うこと。
- ③ 健康状態の管理、健康診断、疾病等への対応や感染症対策、施設の衛生管理等の保健衛生に関するマニュアルを作成し、村に報告すること。
- ④ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定を遵守し、児童虐待の防止及び虐待の早期発見に努め、必要に応じて町及び関係機関との連携を図ること。
- ⑤ SIDS（乳幼児突然死症候群）に対する知識を深め、その予防に努めること。
- ⑥ 保育所内における服薬については、保護者からの「連絡表」（指定管理者において作成する様式）に基づいて行い、薬品の管理は、保育士又は看護師が行うこと。

(7) 安全管理に関する事項

- ① 事故の防止や地震、火災等の避難訓練、その他緊急時の対応等の防犯対策、危機管理等に関する安全管理マニュアルを作成し、村に提出すること。
- ② 消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者を置くこと。
- ③ 次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、直ちにその状況については書面をもって村に報告すること。
  - ア 児童が保育中に傷害、死亡その他重大な事故にあったとき。
  - イ 災害及び事故等により施設及び設備を損傷したとき。

(8) 教材の選定

- ① 保育所で使用する教材は、指定管理者が児童の保育効果の向上に有効適切と認めるものでなければならない。
- ② 教材の選定に当たっては、あらかじめ村の承認を得なければならない。

(9) 事務及び経理等

- ① 毎年度事業計画書を作成し、村に提出すること。
- ② 入所児童に対する年、月、週及び日の「保育計画書」を作成し、記録すること。
- ③ 給食日誌及び給食材料の購入簿等を整備すること。
- ④ 入所児童に対する「成長の記録」を作成すること。
- ⑤ 毎年度終了後60日以内に、事業報告書を村長に提出すること。
- ⑥ 村が、業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をしたときは速やかに応じること。

(10) 情報公開及び個人情報保護に関する事項

- ① 指定管理者は、佐井村情報公開条例（平成17年条例第10号）を遵守するほか、村が文書等の提出を求めた場合には、これに応じること。
- ② 指定管理者は、佐井村個人情報保護条例（平成19年条例第8号）を遵守するほか、村が個人情報の提出を求めた場合には、これに応じること。
- ③ 指定管理者の責めに帰すべき理由により、業務上知り得た個人情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生した場合には、指定管理者が誠意を持って解決に当たること。

(11) 施設、設備及び備品の使用等

- ① 指定管理者は、保育所の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）については、無償でこれを使用することができる。
- ② 指定管理者は、保育所の施設等については、善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- ③ 指定管理者は、保育所の施設等を当該管理運営業務以外の目的で使用することはできない。ただし、あらかじめ、村の承認を得た場合又は村から申し出があった場合はこの限りでない。
- ④ 指定管理者は、村の備品のほか、保育の実施に必要な備品を持ち込むことができる。この場合において、あらかじめ村の承認を得るとともに、追加した備品は新たに台帳を整備すること。

(12) 施設等の定期点検業務

電気工作物及び消防設備の定期点検業務は村で行う。以下の点検は指定管理者が行うこと。

- ① ピアノ（調律含む。） 年1回以上
- ② その他付帯設備及び備品 随時

(13) 施設等の環境整備及び清掃業務

次の項目について周辺環境整備及び清掃業務を行うこと。

- ① 敷地内の草刈 随時
- ② 敷地内の除排雪 降雪時
- ③ 敷地内立木の剪定 随時
- ④ 屋外遊技場の転圧 必要に応じて
- ⑤ 砂場の砂の取替え 必要に応じて
- ⑥ 保育所内各室の清掃 毎日
- ⑦ その他付帯設備及び備品の清掃 随時

(14) 送迎バスの運行

福浦・長後・磯谷・矢越・川目・原田地区の送迎を行うこととし、送迎にあたっては、運転手のほか、保育士1名を同乗させること。なお、送迎バスは村が所有する車両を無償貸与するものとする。

(15) 苦情及び要望等への対応

- ① 苦情処理体制の整備については、苦情解決の仕組みを構築し、省令第14条の3の規定に基づき、迅速かつ適切な対応を行うこと。
- ② 保護者、指定管理者及び町の三者による協議会(以下「三者協議会」という。)を設置し、必要の都度会議を開催すること。なお、問題が生じた場合には、指定管理者と村が連携して問題解決に当たること。

(16) その他

- ① 管理運営費の適正な執行を図ること。
- ② 地域との交流に努めること。
- ③ 省エネルギー対策をはじめ、環境に配慮した商品などの購入を推進するとともに、ごみの削減とリサイクルに積極的に取り組むこと。
- ④ 村と締結する協定事項等については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。

6 経費に関する事項

(1) 保育料

保育料については村が設定する保育料とし、村の収入とする。

(2) 指定管理料等

- ① 指定管理料は「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）に基づき、各年度において国が定める保育単価相当額を準用して算出するものとし、支払い方法については、入所児童数を乗じて算定した額を月ごとに支払うものとする。

② 特別保育事業に係る経費については、国、県又は村の基準額を基に、別途算出した額とする。

③ 特別な事情により、村がやむを得ないと認めた場合には、協定書の内容を変更し、指定管理料の額を変更する場合がある。

### (3) 施設等の回復及び修繕等

① 指定管理者の管理上の瑕疵により施設等を破損し、又は滅失した場合の回復又は修繕については、指定管理者の負担とする。

② 施設等の経年劣化又は第三者の行為で相手が特定できないもののうち、見積額1件当たり10万円（消費税等含む。）未満の修繕で年間総額50万円（消費税等含む。）までは指定管理者の負担とする。

③ 施設の増改築及び設備の新設については、施設の適正な運営管理のため村が必要と認めるものは村の負担とする。

④ 備品の購入については、指定管理者の負担とする。ただし、施設の適正な運営管理のため、村が必要と認めるものは村の負担とする。

### (4) 賠償責任

佐井村保育所の管理運営を行うにあたり、指定管理者の故意又は過失により利用者及び第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が責任を負うものとする。

### (5) 保険料等の取扱い

① 保育所の建物災害共済保険については、村が加入する。

② 児童に対する災害共済給付制度（（財）日本スポーツ振興センター災害共済保険）については、村が加入する。

③ 上記以外の児童に対する損害賠償保険に加入すること。（採用する損害賠償保険金額については、村が加入する。）

### (6) 児童数の減少による協議

入所児童数の減少に伴って指定管理料が減額となり、保育サービスの維持や施設の管理運営に支障を来す見込みとなる場合には、村と指定管理者は協議の上、方策を講じることとする。

### (7) 事業終了時の費用負担

指定期間が終了した場合、期間途中で村が指定を取り消した場合又は期間途中で指定管理者が業務を廃止した場合の撤収費用については、指定管理者の負担とする。

## 7 指定管理者と村とのリスク分担

指定管理者と村とのリスク分担の詳細については、別途協定書で定めるが、基本方針については別紙1のとおりとする。

## 8 収支計画書の積算基礎

収支計画書の積算は、次の各項目の内容を基準として、積算をすること。

※通常保育は、令和6年度の保育単価により次の人数設定（入所見込者数）で積算をすること。

■令和7年度から令和11年度の人数設定（入所見込者数）

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳児	0	2	2	2	3
1,2歳児	15	8	6	8	9
3歳児	3	9	6	2	4
4歳児	4	3	9	6	2
5歳児	6	4	3	9	6
合計	28	26	26	27	24



村と指定管理者とのリスク分担表

項 目		指定管理者	村
施設の維持管理(設備等保守点検、安全衛生管理、環境衛生清掃、光熱水費の支出等)		○	
施設、設備、備品等の回復又は修繕	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの	○	
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの		○
	上記以外で経年劣化、第三者の行為で相手が特定できないもののうち、見積額1件当たり10万円(消費税等含む)未満の修繕で年間総額50万円(消費税等含む)以内のもの	○	
	上記以外のもの		○
施設の増改築、設備の新設、備品の購入	施設の適正な運営管理のために必要なもので村が認めるもの		○
	上記以外のもので村が認めるもの	○	
保 険 の 加 入	損害賠償責任保険(指定管理者の管理上の責任に起因するもの)	○	
	施設の火災共済保険		○
	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度		○
	上記以外のもので管理上必要と考えられる保険	○	
施設利用者及び第三者への損害	指定管理者の責に帰すべき事由により施設利用者に損害を与えた場合	○	
	指定管理者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	上記以外のもの		○
災害時対応(待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置等)		○	
個人情報の保護	指定管理者の責に帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生した場合	○	
事業終了時の費用(指定期間終了、指定の取消し又は期間中の業務廃止などによる事業者の撤収費用)		○	
包括的管理責任(指定管理者の管理瑕疵を除く)			○

※ このリスク分担表以外の事情が生じた場合は、村と指定管理者双方で協議するものとする。